

Abeanary 通信



～トピックス～

1. 新リース会計基準について
2. 税務カレンダー（2025年1月、2月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介

経営者の名言シリーズ

人を熱烈に動かそうと思ったら、相手の言い分を熱心に聞かなければならない
デール・カーネギー（実業家）

※経営者100の言葉より引用

新リース会計基準について

◆リース会計基準改正の公表

2024年9月13日、企業会計基準委員会が「リースに関する会計基準」の改正を公表しました。新基準は国際基準との整合性を図り、リース取引を財務諸表により正確に反映するためのものです。

◆新たなルールのポイント

今回の改正では、借手のすべてのリースを資産と負債に計上する「単一の会計処理モデル」を採用します。オペレーティング・リースを含むリース契約を「使用权資産」として資産計上し、リース料の支払い義務を「リース負債」として負債に計上することが求められます。これにより、リースの実態がより透明性を持って財務諸表に示されることとなります。

◆適用日と早期適用について

新基準の適用開始日は2027年4月1日以降に始まる連結会計年度および事業年度からとなります。ただし、2025年4月1日以降に始まる年度からの早期適用も認められています。

◆すべてのリースを財務諸表に計上

新基準では、従来貸借対照表に計上されていなかったオペレーティング・リースも含め、すべてのリースが計上対象となります。これにより、リース取引の内容が財務諸表により正確に反映され、企業の資産・負債状況が

明確に示されます。経営判断の透明性が高まり、財務報告の信頼性が向上する点が新たなルールの特徴です。

◆財務指標への影響に注意

リース負債の計上により、自己資本比率や負債比率などの財務指標に変動が生じる可能性があります。特に中小企業では、信用評価や金融機関との取引条件に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、早めにリース契約や資金計画を見直し、新基準適用の影響を把握することが必要です。

◆今後の対応策

適用日までに十分な準備期間はありますが、早めの対応が求められます。まずは現在のリース契約を精査し、新基準に基づく会計処理の対象となるリースを特定しましょう。また、専門家と連携し、財務諸表への影響を最小限に抑える戦略を立てることも有効です。新基準への適切な対応は、企業の財務健全性を維持するために欠かせないものです。

2025年1月の税務

1月10日

●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)

1月31日

●支払調書の提出
●源泉徴収票の交付
●固定資産税の償却資産に関する申告
●11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出(本年最初の給与支払日の前日)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第4期分)(1月中において市町村の条例で定める日)

2025年2月の税務

2月10日

●1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

●12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
●3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
●6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

○前年分贈与税の申告(申告期間:2月3日から3月17日まで)

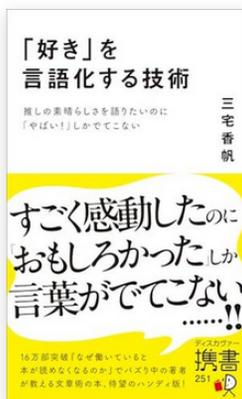
○前年分所得税の確定申告(申告期間:2月17日から3月17日まで)

○固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

今月のおすすめ書籍

「好き」を言語化する技術

推しの素晴らしさを語りたのに「やばい!」しかでてこない



ジャンル	スキルアップ・キャリア	トレンド
著者	三宅香帆	
出版社	ディスカヴァー・トゥエンティワン	
出版日	2024年07月31日	
評点		
総合	3.8	★★★★★
革新性	3.5	★★★★★
明瞭性	4.0	★★★★★
応用性	4.0	★★★★★

とてつもない感動を前にしたとき、人は言葉を失う。しかし、同時に、「この感動を誰かに伝えたい!」とも思う。手に余る大きな大きな感情を、それでも無理矢理言葉にしようとした結果、私たちは「やばい」「最高」を連呼するだけの生き物になってしまう。

著者が、「好き」を言語化するうえでもっとも大切だと主張するのが、「自分の言葉で語ること」だ。このSNS時代では、日々他人の言葉が大量に頭のなかに流れ込んでいる。私たちは簡単に他人の言葉に影響を受け、気づかぬ間に他人の言葉を自分の考えだと思い込んでしまう。著者によれば、こうした他人の言葉と距離を取るためにも、自分だけの「好き」という感情を、自分だけの言葉にする技術が不可欠なのだという。

本書で指南するのは「『推し』を語る」ための方法に留まらない。自分のなかにある気持ちに向き合い、他人の言葉を借りずにきちんと自分の言葉で言語化する技術だ。これは「『推し』を語りたい」人だけでなく、多くのビジネスパーソンにとっても有用な技術であろう。

「言葉にできないけど伝えたい気持ち」を持ったことがあるすべての人に役立つ一冊だ。

◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091